

「豊橋市男女共同参画推進条例の改正の考え方について」の意見募集の結果について

1 公表期間及び意見募集期間

令和4年10月3日（月）～11月2日（水）

2 募集方法

- (1)市のホームページのパブリックコメント意見入力フォーム (2)電子メール  
(3)FAX (4)郵送

3 ご意見数

19件

4 ご意見の概要

区分	ご意見の概要	市の考え方
賛成	男女共同参画に加え、性の多様性を尊重する社会づくりを推進するとの条例名称は、今市民にわかりやすく訴えることになり、愛知県内自治体のなかでも率先している豊橋だと思う。	参考意見として受け止めさせていただきます。
	条例改正の考え方（主旨）、名称に賛成である。 「性別等を問わず、全ての人が「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」の実現には、LGBT 等性的少数者への継続的な支援が必要であり、社会的な理解促進に加え、権利を侵害する行為が行われなことが不可欠であります。当該行為の禁止は市民に対して制限を課すものであるため、条例に明記する必要があります。」という考え方に賛成である。	
名称	条例の見直しには異論はないが、男女共同参画社会推進の理念が豊橋市で十分に達成されているとは思えないため、豊橋市男女共同参画推進条例の名称変更には反対する。	条例の名称にかかわらず、男女共同参画の取り組みは引き続き推進していく考えです。条例の名称に性の多様性の尊重に関する語句を追加することで市が性の多様性の尊重の施策に取り組むことを市民に対してより一層の周知を図ることができるものと考えております。
	男女共同参画社会推進理念が豊橋市で十分に達成されているとは思えないため、豊橋市男女共同参画推進条例の名称変更には反対する。	
	名称は変更しない方がいいと思う。	
	条例の名称改正に反対する。 条例の名称は簡潔なものがよく名称改正は一考を要する。	
人権条例策定	性の多様性を尊重する社会づくりの推進を重点課題とするのであれば、愛知県人権尊重の社会づくり条例の4つの柱の一つ「性的指向及び性自認の多様性についての理解の推進」に取り組み、豊橋市も人権尊重の社会づくり条例を策定することを提案する。	今回の条例改正の目的は、性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する規定の追加であるため、豊橋市男女共同参画推進条例の改正による対応を考えております。
	性の多様性を尊重する社会づくりの推進を重点課題とするのであれば、愛知県人権尊重の社会づくり条例の4つの柱の一つ「性的指向及び性自認の多様性についての理解の推進」に取り組み、豊橋市も人権尊重の社会づくり条例を策定することを提案する。	

区分	ご意見の概要	市の考え方
県条例関連	今回の改正は、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を受け継ぐ形で整えられるものと考えてよろしいか。	愛知県人権尊重の社会づくり条例とは別に本市が独自に条例改正を行うものです。
差別禁止	「差別禁止」という倫理観や道徳観は、常識として理解できるが、条例によって義務づけることはやり過ぎであると思う。	性の多様性を尊重する社会づくりの推進のために、条例への規定が必要と考えております。
	差別については、何が差別なのかわからないままに「差別」と書いてはいけない。	
性的指向・性自認	「性的指向」という事柄は、人の心の中の事柄であり、条例に定めてはいけない。個性は尊重される必要があるが、必ずしも「性的指向」と「性自認」を使うことによって解決すべき問題ではないと思う。	「性的指向」「性自認」の尊重等については、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等国が定める指針等にも規定されており、本市においても性の多様性を尊重する社会づくりの推進のために、条例への規定が必要と考えております。
	「性的指向」や「性自認」とは心の中の話であり、それを「理解し、それを尊重」する義務を定める条文は、憲法第19条の思想の自由を侵すものでありやるべきではない。	
	性的指向と性自認を別の方法で整理してほしい。	
	性自認は条例にしないほしい。	「性自認」の尊重等については、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等国が定める指針等にも規定されており、本市においても性の多様性を尊重する社会づくりの推進のために、条例への規定が必要と考えております。
	認識は多様であり、「性別」についての「認識」だけを取り上げるといのはおかしいし、「性自認」は、人の心の中のことで、それを定義して条文化することはやるべきではない。	
条例の中で「性自認」という概念を使わないほしい。		
性別表現	「性別表現」はないと思う。「性別表現」があると考えて条例にすることで、「性別表現」による差別を生み出すことになり、「性別表現」は条例案から削除すべき。	性の多様性を尊重する社会づくりの推進のために、条例への規定が必要と考えております。
ジェンダー	条例改正に際し、「ジェンダー」に関して検討された内容、および現在の考えを示してほしい。	ジェンダーについては現行条例においても規定されております。今後も男女共同参画社会の実現に向け取り組みを推進していきます。

区分	ご意見の概要	市の考え方
カミングアウト・アウティング	<p>「性的指向」「性自認」の公表（カミングアウト）を強制または禁止及び他者による本人の意に反する公表（アウティング）を禁止について、「性的指向」「性自認」と呼んでいるものだけを取り上げて禁止事項として条例化することはやり過ぎであると思う。</p>	<p>「性的指向」「性自認」の他者による本人の意に反する公表（アウティング）については、国が定める指針（事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針）に規定されており、本市においても性の多様性を尊重する社会づくりの推進のために、条例への規定が必要と考えております。また「性的指向」「性自認」の公表（カミングアウト）の強制または禁止についても条例への規定が必要と考えております。</p>
	<p>「カミングアウト」や「アウティング」を、行政機関がそのまま受け入れて採用することはないと思う。</p>	
	<p>アウティング禁止は、当事者でも条例化するべきではないと思っている。</p>	
取組強化	<p>市民協働推進課の男女共同参画の取り組みが後退することなく、今後も率先して、庁内における男女共同参画の環境づくりを推進してほしい。また、総合行政の観点から、「性別、性的指向、性自認」の表記を含む扱い等に関し、各部署のアンケートで性別不問とすることをはじめ、こうした新たな試みが市民に見える形で、発信してほしい。</p>	<p>今後、施策を推進していくうえでの参考にさせていただきます。</p>
	<p>条例改正を契機に、条例の周知徹底を兼ね、パルモ図書館の関連図書紹介を、中央やまちなか図書館との連携で取り組んでほしい。</p>	
	<p>改正にあたり、新たな取り組みはあるのか。市民の理解が深まることを期待する。</p>	
中学校制服	<p>LGBT 等性的少数者の理解促進のために、中学校の制服を多様性のあるものにするのはどうか。</p>	<p>中学校においては、女子のスラックスの着用を認めるなど、各校において柔軟な対応をしております。</p>